

オンライン資格確認の導入について



令和3年3月(予定)より医療機関等を受診する際に「マイナンバーカード」または「被保険者証」を提示することで、加入者の資格確認ができる「オンライン資格確認」の仕組みが構築され、マイナンバーカードが健康保険被保険者証として利用できるようになります。

オンライン資格確認の導入に伴い、次の点にご留意ください。

1 オンライン資格確認にはマイナンバーの登録が必要です

オンライン資格確認は、当組合に届出済みのマイナンバーをキーにして資格確認を行います。当組合でマイナンバーの登録がない方については、医療機関等で加入者がマイナンバーカードまたは健康保険被保険者証を提示しても資格確認ができません。

マイナンバーを未提出の方がいましたら当組合にご提出(事業主を経由)くださいますようお願いいたします。

※登録済みのマイナンバーが誤っている場合は、他人の情報が医療機関等に提供されてしまいます。



2 従来どおり被保険者証で受診できます

マイナンバーカードをお持ちでない方や当組合でマイナンバーの登録がない方についても、引き続き被保険者証を医療機関に提示し受診することができます。



3 マイナンバーの確認をお願いします

当組合に届出済みのマイナンバーが誤っていることが判明した、あるいは紛失等により番号が変更となっている場合には、速やかに当組合に正しいマイナンバーをご提出ください。



問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)